

調整給付金（※）申請書
（住所地とは別の場所への確認書の送付を希望する方など向け）

※ 調整給付金とは、令和6年度に実施する所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられない（定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額又は令和6年度分の個人住民税所得割額を上回る）方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を支給するものです。

支給市区町村 （令和6年度個人住民税の課税市区町村）
周防大島町長

市区町村
受付印

2ページ目の【誓約・同意事項】を全て確認しチェックしました。全ての内容に誓約・同意の上、申請します。

※本様式は、住所地とは別の場所への確認書の送付を希望する方などが使用するものです。

様式第1号（確認書）が届いた場合は、本様式を使用せず、確認書に記入・返送してください。

※本様式を提出いただいた場合、周防大島町において給付要件に該当するか審査の上で、

記入いただいた現住所に確認書を送付します。給付金の受給には、確認書の提出が必要です。

1. 申請者

（フリガナ） 氏 名	性別	生年月日	現 住 所（送付先）
	男・女	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日	電話 （ ）

【代理確認・受給を行う場合】

代 理 人	フリガナ 代理人氏名	本人との 関係	代理人生年月日	代理人現住所
	明治・大正・昭和・平成 年 月 日		日中に連絡可能な電話番号 （ ）	
	上記の者を代理人と認め、 調整給付金申請書の提出を委任します。			本人氏名

裏面も必ずご確認ください

2. 振込口座(原則、1. の申請・請求者の口座とします。)

以下のいずれか一つのチェック欄 (□) にレを入れてください。

- ☐ ①マイナポータル等で登録済みの申請者名義の公金受取口座への振込を希望します。(通帳等の写しは不要)
※マイナポータル等から公金受取口座を登録していることが必要。
- ☐ ②下記の現に使用している申請者名義の口座への振込を希望します。

☐ 住民税の引落口座 ☐ 軽自動車税の引落口座 ☐ 固定資産税の引落口座
(希望する場合はいずれか1つをチェック)
- ☐ ③下記の口座への振込を希望します。

②③を選択された場合、通帳等の写しを2枚目の本人確認書類等貼付用紙に添付する必要があります。
長期間入出金のない口座を記入しないでください。

金融機関名		支店名	分類	口座番号	口座名義(カナ)
				※右詰めでお書きください	※「1. 申請者・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
金融機関コード	1. 銀行 2. 金庫 3. 信組 4. 信連	本・支店 本・支所 出張所	1 普通		
	5. 農協 6. 漁協 7. 信漁連		2 当座		

ゆうちょ銀行	通帳記号	通帳番号	口座名義(カナ)
	(6桁目がある場合は※欄にご記入ください) ※	※右詰めでお書きください	※通帳の表記に合わせてください。
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入ください。	1		

※金融機関で口座作れない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りができない方は、
周防大島町役場税務課(電話0820-74-1008)にお問い合わせください。

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、□にチェック(レ)してください。

□ 以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- ① 下記の支給要件に当てはまる場合、町において算定した支給額が支給されます。町における算定の結果、0円となった場合には調整給付金は支給されません。

【支給要件】

納税義務者及び配偶者を含めた扶養親族(国外居住者を除く。)に基づき算定される定額減税可能額(注)が、令和6年に入手可能な課税情報を基に把握された当該納税者の令和6年分推計所得税額又は令和6年度分個人住民税所得割額を上回ること。ただし、合計所得金額が1,805万円を超える場合は対象外となる。

(注) 定額減税可能額

 - ・ 所得税分 = 3万円 × 減税対象人数
 - ・ 個人住民税所得割分 = 1万円 × 減税対象人数

減税対象人数

 - ・ 「納税義務者本人+控除対象配偶者(※)+扶養親族(16歳未満扶養親族含む)(※)」

(※) 控除対象配偶者、扶養親族は国外居住者を除く。

【支給額】

 - ・ 所得税分の定額減税可能額が、令和6年分推計所得税額を上回る額
 - ・ 個人住民税所得割分の定額減税可能額が、令和6年度分個人住民税所得割額を上回る額の合算額を、1万円単位で切り上げた額。
- ② 調整給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、町が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ③ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。

提出書類

- ☐ 『調整給付金 申請書』

☐ 申請者(または代理人)の氏名など(一枚目表面) ☐ 誓約・同意事項(一枚目裏面中部)

☐ 振込口座(一枚目表面上部) ☐ 署名(一枚目裏面下部)
- ☐ 『本人(代理人)確認書類の写し(コピー)』
※ 申請者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)を2枚目の本人確認書類等貼付用紙に添付してください。
- ☐ 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』
※ 「2. 振込口座」で②、③をチェックした場合のみ添付してください。
※ 通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)を2枚目の本人確認書類等貼付用紙に添付してください。
- ☐ 『源泉徴収票や確定申告書、納税通知書、特別徴収税額通知書などの写し(コピー)』
※ 給付額算出に必要な税額や扶養親族数がかかる上記書類の写し(コピー)をご用意ください。

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、提出書類の不備はありませんか。
(記入漏れ・チェック漏れや、提出書類の不備がある場合、給付を受けられません。)

本申立ての内容に相違ありません。

令和 年 月 日

申請者氏名

本人確認書類等貼付用紙

本人（代理人） 確認書類の写しを貼付

顔写真入り（運転免許証、マイナンバーカード（表面）等）：1点

または

顔写真なし（各種健康保険証、介護保険証、年金手帳等）：2点

※代理による場合は、本人及び代理人の本人確認書類を貼付

振込先金融機関口座確認書類の写しを貼付

（受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し）

「2. 振込先口座」の②、③に記入した口座への振込を希望される場合は、
記入した振込を希望する口座の確認書類を貼付してください。

※①公金受取口座への振込を希望される場合は不要

公金受取口座
未登録の方

マイナンバーカードがあれば、マイナポータルから簡単に
公金受取口座を登録いただけます。登録は給付金の支給要件
ではありません。

「公金受取口座」の概要及び登録はこちら



（公金受取口座制度とは）

国民の皆さまが給付金等の受取のための口座をデジタル庁に登録いただく制度です。
今後の緊急時の給付金等の申請において、申請書への口座情報の記載や通帳の写し
の添付等が不要になります。